

県有財産売却公告

下記の県有財産を一般競争入札（期間入札）により売り払います。

1 売払物件

所在地	区分	数量	最低売却価格
宿毛市長田町 3177 番 14 外 16 筆	土地	12,972.86 m ²	68,900,000 円

※所在地の詳細は別紙のとおり

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しない者
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年公営企業局訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者
- (4) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号 高知県公営企業局県立病院課
- (2) 期間 令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 28 日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

4 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

3 に同じ。

5 現地説明会

令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 1 時 30 分

※ 参加を希望する場合は令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時までに、13 の問い合わせ先に電話で申し込むこと。申込者が無い場合は現地説明は行わない。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を、指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。この入札保証金には利息を付さない。

7 入札の方法及び受付期間

(1) 入札方法

入札は、4 の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、次のとおり二重封筒に入れ、高知県公営企業局県立病院課あてに、簡易書留郵便による郵送または持参により申し込むものとする。

なお、入札書提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできない。

① 中封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 8 年 10 月 15 日開札県有財産一般競争入札の入札書在中」と朱書し、入札書のみを入れて封をする。

② 表封筒に「令和 8 年 10 月 15 日開札県有財産一般競争入札入札書在中」と朱書し、①の中封筒と入札保証金提出書及び誓約書（代理人による入札の場合は、委任状及び印鑑証明書を含む。）を入れて封をし、郵送または持参により申し込む。

（2）入札受付期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 8 時 30 分から令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで（必着）

（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

8 開札の日時及び場所

（1）日時 令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 1 時 30 分から

（2）場所 高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号 高知県庁西庁舎地下 第 1 会議室

9 契約の締結

（1）契約締結日は、落札の日から起算して 10 日以内とし、落札者は、契約締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上げ）の金額を納めなければならない。

ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除する。この契約保証金には、利子を付さない。

（2）落札者が、落札の日から 10 日以内に契約を結ばない場合は、6 の入札保証金は高知県公営企業局に帰属する。

10 売買代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から 20 日以内に、高知県公営企業局が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を高知県公営企業局の収納機関に納付しなければならない。

11 入札の無効

2 に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

（1）現地説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明における各種事項について、すべて了知されているものとみなす。

（2）契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

13 問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号

高知県公営企業局県立病院課 電話番号 088-821-4634

令和 8 年 8 月 31 日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴